

# 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）」骨子案

## 必要性

### ■新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等の現状

新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、県民（感染者、濃厚接触者、医療従事者等）や事業者、団体等に対しての誹謗中傷等が発生しています。

## 骨子案

### 目的

- ◆新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等をなくすために必要な事項を定めることにより、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的としています。

### 定義

- ◆新型コロナウイルス感染症等を定義しています。

### 誹謗中傷等の禁止

- ◆インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、
  - ・新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、誹謗中傷等を行ってはけません。

### 県の責務

- ◆国、市町村、県民、事業者、関係機関等との連携により、誹謗中傷等の実態を把握するとともに、誹謗中傷等をなくすための施策を実施します。
- ◆市町村、県民、事業者、関係機関等の取組を支援します。

### 県民・事業者の責務

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆事業者に対しては、従業員が誹謗中傷等を行わないような働きかけなどを求めます。

### 特定電気通信役務提供者の責務

- ◆県及び市町村が実施する施策への協力を求めます。
- ◆誹謗中傷等の情報を確認した場合には、削除など必要な取組を行うことを求めます。

### 誹謗中傷等への取組

- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村との適切な役割分担を踏まえ、発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促します。これに従わない場合には、勧告を行います。
- ◆市町村に対しては、以下の2点を依頼します。
  - ・インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すこと
  - ・発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すこと

### 教育及び啓発

- ◆誹謗中傷等をなくすための教育や啓発を実施します。

### 相談体制の充実

- ◆誹謗中傷等に関する相談に対応するとともに、相談体制の充実に努めます。